

電子帳簿保存法に関する個別相談会

改正電子帳簿保存法により 必要となる対応とは？ ～電子取引データのデータ保存が義務化～

令和6年1月1日から電子帳簿保存法改正により、電子取引のデータ保存が義務化となります。電子データで受け渡した請求書や領収書等は、紙に印刷しての保存が認められなくなり、電子データのまま保存することが原則全ての事業者にと求められます。この個別相談会では電子帳簿保存に関する事業者の皆様の疑問やご相談に直接お答えいたします。

日
時

① 令和5年11月21日 火

② 令和5年11月24日 金

③ 令和5年11月27日 月

④ 令和5年12月6日 水

⑤ 令和5年12月11日 月

⑥ 令和5年12月14日 木

いずれも 14:00～17:00

予約優先 1事業者30分(先着順)

会 場 小松商工会議所 103号室

費 用 無料(会員・非会員問わず)

主 催 小松商工会議所

講師紹介

浅井克樹税理士事務所

税理士 浅井 克樹 氏

小松市出身、2003年浅井克樹税理士事務所を開業。

現在、北陸税理士会小松支部長



お申込み前に
ご確認ください

・相談会の予約が重複の場合は日程変更をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

申込方法 「予約申込書」にて希望する日時の欄に○印、必要事項をご記入のうえ、FAXまたはお電話にてお申込みください。

電子帳簿保存法に関する個別相談会 予約申込書

事業所名						参加者氏名	1.
所在地	〒						2.
TEL・FAX	TEL		FAX				3.
	14:00～14:30	14:30～15:00	15:00～15:30	15:30～16:00	16:00～16:30	16:30～17:00	
11/21(火)							
11/24(金)							
11/27(月)							
12/6(月)							
12/11(月)							
12/14(木)							
相談内容							

※ご記入頂いた情報は、商工会議所からの各種連絡・情報提供のために利用するほか、調査・分析のために利用することがあります。

お問合せ・申込先 小松商工会議所 中小企業相談所 TEL.0761-21-3121 FAX.0761-21-3120